教育委員会定例会議事録

令和4年12月20日 午後2時00分 開会

出席委員

| 教 | 育 | 長 | 髙 | 本 | 訓 | 久 |
|---|---|---|---|---|----|----|
| 委 | | 員 | 渡 | 辺 | 時 | 行 |
| 委 | | 員 | 菅 | 沼 | 由責 | 貴子 |
| 委 | | 員 | 戸 | 苅 | 恵理 | 里子 |
| 委 | | 員 | Ш | 田 | 清 | 志 |

説明のための出席者

| 教育部長 | 前 | 田 | 清 | 彦 |
|--------------|---|---|----------------------|---|
| 教育部次長兼庶務課長 | 酒 | 井 | 保 | 吏 |
| 教育部次長兼学校教育課長 | Щ | 本 | _ | 之 |
| 教育部次長兼中央図書館長 | 尾 | 﨑 | 浩 | 討 |
| 庶務課主幹 | 中 | 村 | | 忠 |
| 学校教育課主幹 | 中 | 村 | $\frac{1}{\sqrt{1}}$ | 志 |
| 生涯学習課長 | 林 | | 弘 | 之 |
| スポーツ課長 | 杉 | 浦 | 忠 | 彦 |
| 学校給食課長 | 林 | | 俊 | 光 |
| 中央図書館主幹 | 中 | 西 | | 明 |

教育長が指定した事務局職員

| 主 | 事 | 近 | 滕 | 邦 | 宏 |
|---|---|---|---|---|---|
| 主 | 事 | 森 | 下 | | 徹 |

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第33号議案 教職員の任用について(非公開)

第3 その他報告 令和4年12月定例市議会における教育問題について

第4 その他報告 前回議事にかかる報告について

「**髙本教育長**」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、渡辺・戸苅 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「**高本教育長**」 続きまして、日程第2、第33号議案「教職員の任用について」は、職員の人事に関する案件となりますので議事を非公開として、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、第33号議案「教職員の任用について」については非公開とします。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第3、その他報告「令和4年12月定例市議会に おける教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「前田教育部長」 その他報告「令和4年12月定例市議会における教育問題について」を資料に基づき説明。

「髙本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸苅委員」 大場市議との質疑に関連して伺います。GIGAスクール事業において、今後デジタル教科書がより多くの教科で採用された場合、通信速度の課題が出てくるかもしれないとのことですが、デジタル教科書導入について、最新の動向等あれば教えてください。

「山本教育部次長」 今年度の状況となりますが、デジタル教科書については英語が必須とされています。この他に1教科選択できることとされており、豊川市では音楽を選択していて、計2教科でデジタル教科書を導入しています。来年度以降も順次広がっていくものと思われますが、現段階で情報等はありません。

「酒井教育部次長」 技術的な点について補足します。現在のデジタル教科書はクラウド活用型といって、Wi-Fi等によりインターネット上で使用するものです。そのため、デジタル教科書に完全移行した場合、Wi-Fi環境がない家庭での予習復習などをどうするかという課題が出てきます。現在は、デジタルと紙のハイブリッドであり、二重投資のようなかたちになっています。デジタル教科書が今後もクラウド活用型のままでいくのか、端末にダウンロードして、インターネットに接続せずとも使えるようになっていくのか、このあたりもまだ道筋が立っていない状況です。

「**高本教育長**」 方向性としては、デジタル教科書を使用する教科は増えていく可能性のほうが高いものの、そうなると通信環境の問題がより大きくなってくるとのことです。

「**酒井教育部次長**」 令和元年度12月頃にGIGAスクール構想が打ち出されました。その頃には国のスケジュール感も勢いがあって、何年度までには完全移行すると触れ込みがありましたが、最近ではそうでもないという状況です。

「山田委員」 デジタル教科書に完全移行したあかつきには、端末を家庭に持ち帰ざるを得ず、そうでなければ、家庭で勉強しなくても良いということにするしかないのかもしれません。現在は、各家庭の同意を得たうえで、端末の持ち帰りをしていると思いますが、デジタルの部分が増えていくのであれば、毎日持ち帰ることが当たり前になってくると思います。保護者に同意いただけるように、利点やセキュリティの説明を丁寧にしていくことは当然ですが、それでも100%の同意を得るということは難しいかもしれません。そもそも、端末を持ち帰る行為について保護者の同意が必要でしょうか。例えば、理科の教材や画板などはこれまでも持ち帰っていると思いますが、保護者の同意を得ていないと思います。いつまでも保護者の同意を得る前提とした場合、いつか動けなくなってしまうのではないかと思います。

「**高本教育長**」 保護者の同意が得られない家庭も少なくありません。一方で、端末も学習道具のひとつであるという山田委員が言われたような意見もあります。今後も引き続き同意をとるかは別として、今回保護者同意をとることとなった背景や考え方について説明をお願いします。

「山本教育部次長」 今回保護者同意を得ることとした理由ですが、家庭に持ち帰った際に生じる課題が、あらかじめ想定されていたからです。さらに、実際に持ち帰った際、予期していなかったトラブル等が起こる可能性もありました。そういった心配があることを前提で、保護者に同意を得たうえで持ち帰ることとしたものです。ただし、今後ますます活用が進み、情報モラル向上等の課題が解決されていけば、このような同意を得ることは不要になってくるかもしれません。

「前田教育部長」 端末持ち帰りに関しては、皆さんご心配されるセキュリティの問題があります。現在、子どもたちのなかには、自宅でスマホを使用しているという子どもも多い状況で、そのような子どもたちは自身もしくは各家庭のスマホで自由に検索をしていると思います。1人1台端末については、学校のWi-Fi下においては、検索機能を制限していますが、これを家に持ち帰るとその制限が外れます。各家庭では、そのような制限をかけていない場合が多いと思われますので、スマホ操作と同様に、情報リテラシーの課題が発生することとなります。そうしたことから、ただでさえ自宅でスマホを触らせていない家庭においては、端末持ち帰りについての同意が得られにくいという状況です。一方で、学校端末については、将来的に個人持ち(各家庭が準備する)というのが国の方針です。そうなった場合、家庭の方針で端末を持たせないとなってしまった場合、平等な教育環境が用意されないということになってしまいます。端末を誰が準備して、家庭でどういった使い方していくのか、このあたりは試行錯誤の段階ですので、今後国が制度設計してくれることを期待しています。

「**高本教育長**」 山田委員の意見に関連しますが、これからデジタル化はどんどん進んでいくと思います。端末を家庭に持ち帰って勉強することも加速していくと思います。その時に、持ち帰りに同意しない家庭があったのならば、担任は紙ベースでの資料を別に用意することになります。端末を持ち帰り、それを使って勉強するのが当たり前という時代にならないと、なかなかデジタル教科書とあわせて家庭学習を進めていくことは課題が多くありそうです。

「菅沼委員」 子どもにも色々な考え方があるのかもしれません。そして、保護者にも色々な考え方があって、デジタルに関して言えば、スマホを持たせるのか、持たせないのかという家庭がそれぞれあります。「我が家はこういった方針です」という意見があった場合、保護者がそれを選んでいるのだから、先ほど平等という言葉が出ましたが、その家庭の方針を優先しないということも、ある意味では平等でないと言えるのかもしれません。将来的にデジタル教科書に集約されたとして、それを使わないと勉強できなくなるといった時代が来たときに、それでも同意できないという家庭が出る可能性はゼロでないと思います。ゼロにすることは難しいのかもしれません。

「**髙本教育長**」 将来的に個人持ちとなった場合、端末のグレード格差という課題も 出てくるかもしれません。昔、通学用の靴についても同じような課題がありました が、選択する機種によって値段も大きく異なるかもしれませんし、学校としてはでき るだけ同じ機種で統一できれば一番良いと思います。

「渡辺委員」 先ほど前田部長が言われましたが、今はGIGAスクール事業の過渡期です。分からないこと、課題がどんどん出てくる、そういった時期なので、それはある程度仕方ない時期なのかもしれません。一般論となりますが、過渡期の中で様々な議論を重ねることで、平穏な時期、それが当たり前となった世界が訪れるのだと思います。そのため、今はどんどん議論していくほかないと思います。そして、効果的な議論がなされるためにも、研修の機会を増やしていっていただければと思います。

「**髙本教育長**」 ほかにご質問等なければ、その他報告「令和4年12月定例市議会における教育問題について」は以上とさせていただきます。

「**髙本教育長**」 続きまして、日程第4、その他報告「前回議事にかかる報告について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「杉浦スポーツ課長」 その他報告「前回議事にかかる報告について」を資料に基づき説明。

「髙本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「**髙本教育長**」 特にご質問等なければ、その他報告「前回議事にかかる報告について」は以上とさせていただきます。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時10分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教育委員

教育委員